

高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
仕様書

1 業務の目的

主に県内における各種メディア（新聞、テレビ・ラジオ、雑誌、その他）やその他独自の手法を活用し、高知県立坂本龍馬記念館（以下、当館）の魅力と情報を幅広く発信することで、今まで以上に認知度の向上や来館意欲の醸成を図る

2 基本的な考え方

多種多様なメディアや広報ツール等を効果的に組み合わせ、主に県内を中心に展示事業や施設情報を発信し、より幅広い層の認知度向上、来館意欲の醸成を図る。

3 実施業務

(1) 実施業務の概要

項目	内容
① 県内マスメディア等を活用した 広報	県内放送媒体でのCM放送
	高知新聞紙上や冊子及びパンフレット等での広告掲載
② 交通機関や商店街を活用した広報	電車、バス等の交通機関や商店街や地域（祭り、催事等も含む）での広報
③ その他	上記以外で効果的と思われる当館の広報宣伝に寄与する提案

(2) 各実施業務の提案条件

上記項目のうち、①は必ず提案すること。各内容の条件については、本仕様書3ページの「実施業務の条件」参照のこと

4 実施スケジュール

実施スケジュールは、企画提案をもとに当館と受託者との協議によって決定することとするが、各企画展、イベントの広報は開催日または実施日の概ね1か月前から広報を行うこととする。*別添資料を参照

5 実施体制について

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

6 著作権等について

作成する成果物に関しての著作権等の知的財産については、すべて発注者に帰属する。また、既に著作権を有する著作物等については著作権者等の使用の許可を得ること。

7 留意事項

別紙2

- (1) 提案企画の内容をそのまま実施することを約束するものではない。本委託業務を実施するに際して、当館と十分協議及び調整を行ったうえで実施すること。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効とする場合がある。
 - ①企画書の内容が本要領の規定に適合しないもの。
 - ②虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 本事業の履行に際し、業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この事業の終了後も同様とする。
- (4) 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者が協議のうえ定めることとする。

(実施業務の条件について)

① 県内マスメディア等を活用した広報

- ・テレビCMは必須とし、県内テレビ3局あわせて300本以上のCM放送とする。3局それぞれの放送本数を提案すること。
- ・県内で視聴ができる県外放送媒体を含めることも可。ただし、必須条件ではない。
- ・ラジオは放送時間帯を明記し、提案すること。ただし、ラジオは必須ではない。
- ・具体的な放送計画は、契約後に協議するものとする。
- ・高知新聞紙上での広告掲載は必須とし、「半5段で年5回掲載」を最低限の条件とする。
- ・CM及び新聞広告の内容は、展示事業、講演会などイベントに関する情報とし、必要な情報、写真、図版等は当館より提供する。
- ・CM及び新聞広告の制作費も費用に含める。

② 交通機関や商店街を活用した広報

- ・交通機関の駅や停留所その他、車体を活用した広告。
- ・商店街や地域(祭り、催事等を含む)での当館広報につながるような広報宣伝。
- ・看板等を設置する手段の場合、制作費・設置費も費用に含める。

③ 上記以外で効果的と思われる当館の広報宣伝に寄与する提案

- ・坂本龍馬を通じて当館の認知度向上、誘客促進につながる内容とすること。
- ・ターゲット層を明確にし、具体的かつ実現可能な内容であること。